

○ 農業信用保証保険基盤安定事業実施要綱の廃止について（平成27年4月1日付け26経営第3428号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表

（傍線部分は改正箇所）

改正後（新）	現 行（旧）
<p>3 基金協会は、旧基盤安定要綱第3の2に規定する補助金について、次の方法により管理するものとする。</p> <p>（1）農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預金又は金銭信託</p> <p>（2）<u>国債証券、地方債証券又は昭和41年7月25日大蔵省・農林省告示第1号（農業信用保証保険法第九条第二号等の主務大臣の定める有価証券）</u>に定める有価証券の保有</p> <p>別記様式第1号</p> <p>○○年度 農業信用保証保険基盤安定事業補助金残高報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>○○農政局長 殿 〔北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長 沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">住 所 ○○○農業信用基金協会会長理事 （削る）</p> <p>（以下略）</p> <p>別記様式第2号</p> <p>○○年度 農業信用保証保険基盤安定事業交付金残高報告書</p>	<p>3 基金協会は、旧基盤安定要綱第3の2に規定する補助金について、次の方法により管理するものとする。</p> <p>（1）農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合、<u>農業協同組合連合会、農林中央金庫若しくは銀行への預金又は金銭信託</u></p> <p>（2）<u>昭和41年7月25日大蔵省・農林省告示第1号（国債証券、地方債証券又は農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第9条第2号の規定に基づき、同号の主務大臣の定める有価証券を指定する等の件）</u>に定める有価証券の保有</p> <p>別記様式第1号</p> <p>令和○○年度 農業信用保証保険基盤安定事業補助金残高報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>○○農政局長 殿 〔北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長 沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">住 所 ○○○農業信用基金協会会長理事 印</p> <p>（以下略）</p> <p>別記様式第2号</p> <p>令和○○年度 農業信用保証保険基盤安定事業交付金残高報告書</p>

	番 年	月	号 日		番 年	月	号 日
農林水産大臣 殿				農林水産大臣 殿			
住 所 独立行政法人農林漁業信用基金理事長 (削る)				住 所 独立行政法人農林漁業信用基金理事長 印			
(以下略)				(以下略)			

附 則（令和3年3月29日2経営第2994号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。